

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|------------------------|---|---|
| 20 | 問 3) 2 行目 | × <u>固定資産財産評価</u> 証明書 (または固定資産税納税通知書の課税 <u>証明書</u>) ~ | ○ <u>固定資産評価</u> 証明書 (または固定資産税・ <u>都市計画税</u> 納税通知書 <u>中</u> の課税 <u>明細書</u>) ~ |
| 47 | 解説 4) 3 行目 | × ~ <u>更生</u> の請求をすることができる。 | ○ ~ <u>更正</u> の請求をすることができる。 |
| 48 | 解説 4) 3 行目~ 7 行目 | × ・納期限の翌日から 2 カ月を経過する日まで 年「7.3%」と「特例基準割合 (<u>年 2.8%</u>) + 1%」のいずれか低い割合 ・納期限の翌日から 2 カ月を経過した日以後 年「14.6%」と「特例基準割合 (<u>年 9.1%</u>) + 7.3%」のいずれか低い割合 <u>※特例基準割合は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの期間のもの</u> | ○ ・納期限の翌日から 2 カ月を経過する日まで 年「7.3%」と「特例基準割合 + 1%」のいずれか低い割合 ・納期限の翌日から 2 カ月を経過した日以後 年「14.6%」と「特例基準割合 + 7.3%」のいずれか低い割合 |
| 49 | 問 4) 1 行目 | × 延納税額が 100 万円 <u>以上</u> ~ | ○ 延納税額が 100 万円 <u>超</u> ~ |
| | 解説 5 行目 | × ~ (延納税額 100 万円 <u>未満</u> または) | ○ ~ (延納税額 100 万円 <u>以下</u> かつ) |
| 50 | 問 3) 1 行目 | × 担保権の目的となっている土地 <u>や、 接道義務を満たしていない土地</u> は、 | ○ 担保権の目的となっている土地は、 |
| 98 | 解説 3) 2 行目~ 3 行目 | × ~死亡者の <u>死亡地</u> の市区町村役場~ | ○ ~死亡者の <u>住所地</u> の市区町村役場~ |
| 108 | 問 4) 1 行目 | × ~管理および <u>精算</u> を行い~ | ○ ~管理および <u>清算</u> を行い~ |
| 132 | 解説 2) 3 行目~ 4 行目 | × ~課税対象となる <u>ので、所得税・住民税の税率は、最高でも 28.55%である。</u> | ○ ~課税対象となる。 |
| 155 | 解説 1) 1 行目 | × ~2,200~2,400 <u>億</u> 円の間で~ | ○ ~2,200~2,400 <u>兆</u> 円の間で~ |